

## 1 事業費納付金額

県から提示された令和8年度の事業費納付金金額（仮算定）は以下のとおりである。

【被保険者数】	R7	R8推計	(18歳以上)	(18歳未満)
年度平均（3月-2月）被保険者	12,431	12,422	11,480	942
前年比（%）		99.9		
年度平均（3月-2月）介護被保険者	4,453	4,343		
前年比（%）		97.5		

納付金総額は、前年度比で約1億4,600万円の増加（ほとんどの市町村で増加）

※交付金算定時における県推計値

【1人あたり納付金】	R7	R8推計
1人あたり納付金（医療）	104,700	111,065
前年比（%）		106.1
1人あたり納付金（後期支援）	38,060	39,461
前年比（%）		103.7
1人あたり納付金（介護）	38,270	40,978
前年比（%）		107.1
1人あたり納付金（子ども）		3,524

納付金の増減要因（○：増、●：減）

### 【医療】

○1人あたり保険給付費（※）の増  
R7：338,394円→R8：346,315円（+7,921円）

●1人あたり前期高齢者交付金の増  
R7：139,714円→R8：141,194円（+1,480円）

※全県の給付費（市町村の医療費水準の多寡は、納付金算定には考慮されない）

### 【後期】

○1人あたり後期高齢者支援金等の増  
R7：71,206円→R8：72,604円（+1,398円）

### 【介護】

○1人あたり介護納付金の増  
R7：72,134円→R8：75,915円（+3,781円）

### 【子ども】

○子ども・子育て支援納付金の創設  
R8：6,692円（皆増）（1人あたり）

【納付金】	R7実績	R8推計
(医療分)	1,301,529,523	1,379,644,354
前年比（%）		106.0
(後期支援分)	473,127,486	490,178,733
前年比（%）		103.6
(介護分)	170,415,312	177,967,214
前年比（%）		104.4
(子ども分)		43,771,621
計	1,945,072,321	2,091,561,922
前年比（%）		107.5

## 2 国民健康保険税率設定のための基礎数値

県から通知のあった納付金額（仮算定時）を踏まえ、都道府県が標準税率等を設定するための国ガイドラインに準拠して、国民健康保険税として被保険者に按分する額を設定する。

【費用額】	医療分	後期分	介護分	子ども分	
国民健康保険事業費納付金	1,379,644,354	490,178,733	177,967,214	43,771,621	※仮算定時の提示
出産育児一時金・葬祭費など	30,011,000				※予算要求額
保健事業費	189,701,000				※予算要求額
計（A）	1,599,356,354	490,178,733	177,967,214	43,771,621	
【費用額から差し引く額】					
▲（算定可能な）県特別交付金	106,200,000				※予算見込額
▲ 出産育児一時金繰入金	16,666,000				※出産育児一時金の2/3
▲ 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	85,000,000	30,000,000	11,000,000	2,500,000	※R7実績から推計（税率設定後再調整）
▲ 財政安定化支援事業繰入金	6,000,000				※予算見込額（R7確定値とほぼ同額）
▲ 過年度分国保税収納見込額	22,000,000	7,000,000	1,000,000		※（要内部調整）
▲ 財政調整基金繰入金	0	0	0	0	
▲ その他（法定外）繰入金	100,000,000	0	0	0	※（要内部調整）
計（B）	335,866,000	37,000,000	12,000,000	2,500,000	
【国保税率設定のための基本額】					
（A）－（B）	1,263,490,354	453,178,733	165,967,214	41,271,621	
予定収納率	0.945				
予定収納率を考慮した基本額	1,337,026,830	479,554,215	175,626,681	43,673,673	
（この額を国保税と法定繰入で按分する）					
医療・後期・介護の小計	1,992,207,726				
子ども分を含めた総計	2,035,881,399				

国民健康保険税延滞金などの諸収入も実際には見込む必要があるため、最終的な予算編成とは相違する。

3 税率案、収納見込額及び所得階層別影響額の試算（所得階層別影響額の詳細は資料2参照）

2で設定した基本額を按分して税率を設定する。

※法定外繰入金は1億円と仮定する。（予算編成過程で精査、調整）

※子ども分については、現時点で市町村が使用できる試算ツールがないため標準税率を参考として設定

税制改正の影響（給与所得控除の拡充）などにより、国の試算では課税対象所得が1.5%減少する見込み  
 →所得割の伸び悩み、軽減対象者・軽減額の増加（自己負担割合の減少などによる給付費の増加）



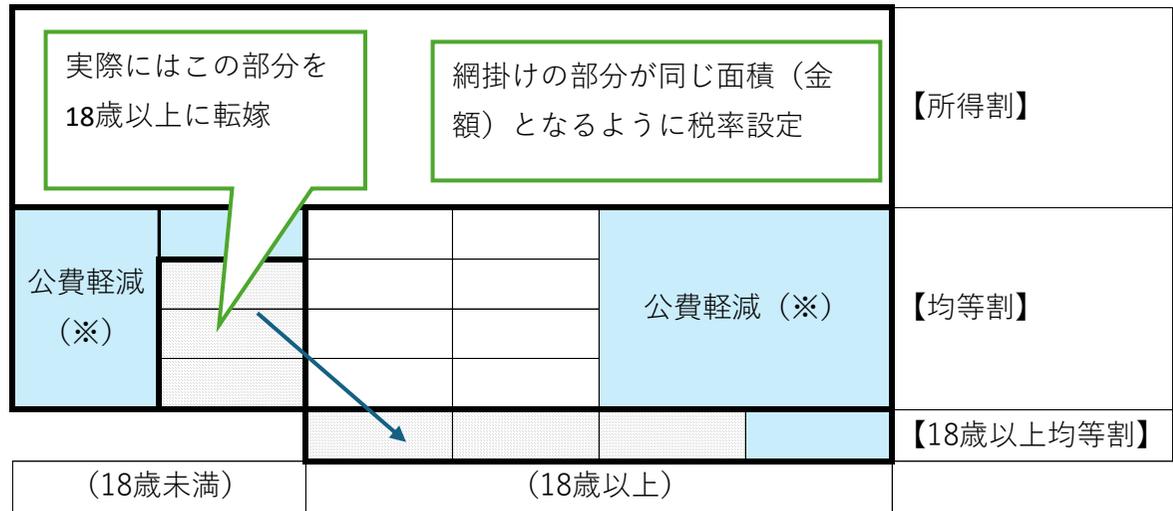
これまで、志木市の標準税率に定める応能応益割合はおおむね56：44とされてきたが、今後はさらに応益分の割合が増加していく可能性が高いため「55：45」で設定（令和8年度（納付金仮算定時）標準税率に定める応能応益割合もおおむね55：45）

	現行		改定（案）			R8標準税率（納付金仮算定時）		
	所得割	均等割	所得割	均等割	18以上均	所得割	均等割	18以上均
医療分	7.35%	32,800円	7.87%	48,000円		8.55%	51,954円	
後期分	2.40%	13,300円	2.78%	17,000円		2.85%	17,197円	
介護分	2.20%	14,100円	2.39%	17,500円		2.47%	17,512円	
子ども分			0.26%	1,500円	100円	0.26%	1,573円	129円

※収納率は95.13%で設定

	国民健康保険税（収納率94.5%）		均等割軽減補てんのため の一般会計繰入金	収納見込+繰入金
	課税見込額	収納見込額		
医療分	1,246,444,282	1,177,889,847	146,864,441	1,324,754,288
後期分	445,237,875	420,749,792	52,014,489	472,764,281
介護分	160,501,507	151,673,925	18,853,507	170,527,432
子ども分	44,105,820	41,680,000	4,276,000	45,956,000
計	1,896,289,484	1,791,993,564	222,008,437	2,014,002,001

(参考) 子ども・子育て支援納付金分のイメージ



(※) 低所得者、未就学児、産前産後

子ども・子育て支援納付金分については、制度の導入趣旨から18歳未満の者に対する均等割は10割軽減となる。

(実質課税されない。)

その代わりに、18歳未満の均等割軽減分の補てんとして、18歳以上の者に「18歳以上均等割」が別途課される。

